

ボランティア団体登録代表者 様

(公財) えどがわボランティアセンター

事務局長 吉田 和善

(印章省略)

ボランティア団体登録更新の手続きについて

日頃より、ボランティアセンター事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
現在のボランティア団体登録につきまして、令和3年3月31日をもって2年の有効期間が満了になります。継続して登録を希望される場合は、下記、書類を提出してください。

記

1. 登録を継続できる団体

別紙1「登録を継続できる団体」を参考にしてください。

2. 提出書類

提出いただく書類は以下の①～⑥です。提出の際にチェック欄でご確認ください。

チェック欄	No.	名 称
	①	団体登録更新申請書（指定用紙）
	②	災害時の協力について（指定用紙）
	③	会則（NPO法人は定款）（ <u>目的にボランティア活動を明記</u> ）
	④	会員名簿（NPO法人は役員名簿）（直近のもの）
	⑤	令和3年度活動計画書
	⑥	ホームページ掲載内容（修正がある場合のみ）

※新しい団体登録証は、後日郵送いたします。

（令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間有効）

3. 提出期限

・令和3年2月10日（水）までに。非常事態宣言が出されていますので、郵送を原則としますが、窓口の持参も可とします。

※更新の手続きがない場合は、令和3年3月31日の期間満了をもって登録が抹消されます。

4. 体登録更新申請書の記入際団しての注意

(1) 会員数

ボランティア活動を必ず行っている会員数を忘れずにご記入ください。

(2) 代表者・連絡責任者変更の有無

代表者・連絡責任者の変更がある場合は、変更後の情報をご記入ください。

変更がない場合でも、氏名にふりがなをご記入ください。

(3) メールアドレス

ボランティアセンターからのお知らせや災害時などの情報提供などのために、
メールアドレスの登録をお願いいたします。

(4) ホームページ掲載内容の修正の有無

ホームページ掲載内容の修正がある場合は、修正箇所を赤字で訂正して提出してください。また、写真の変更をご希望の場合は新しい写真を提出してください。

5. その他

(1) 「令和2年度活動実績報告書」は、令和3年4月30日(金)までにご提出ください。

(2) 助成金を受けている団体は、「令和2年度収支実績報告書」も令和3年4月30日(金)までにご提出ください。

なお、新型コロナウイルス感染症等により、提出日は変更となる場合があります。

(3) 令和3年度のボランティア保険加入申込みは、令和3年3月8日(月)から受け付けます。

詳細は、別紙「令和3年度ボランティア保険の保険料・補償内容の変更について」、
「令和3年度ボランティア保険の助成について」をご確認ください。

申込みには、加入される方の名簿3部(氏名・住所・電話番号記入)と代表者の印鑑をご持参ください。

※更新手続き等、ご不明な点がございましたら、当センターまでお問合せください。

【問合せ先・送付先】

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1F

(公財) えどがわボランティアセンター 宛

電話番号：03-5662-7671

FAX：03-3653-0740

登録を継続できる団体

1 登録できる団体

登録できる団体は、無償で又は営利を目的とせず、他者や社会に対して貢献する自主的・主体的な活動（＝ボランティア活動）を行う団体で、次の要件を全て満たしている団体です。

- (1) 主に江戸川区内でボランティア活動を行うこと。
- (2) 5名以上の会員を有し、その活動内容について、ボランティアセンターのホームページを通じて情報提供できること。
- (3) 年度終了後、年間の活動状況をボランティアセンターに報告できること。

2 登録できない団体

次の団体はボランティアセンターの登録は出来ませんので、ご注意ください。

- (1) 政治団体もしくは特定の政党を支持し、又はこれに反対するための活動を目的とした団体
- (2) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者、当該候補者になろうとする者、若しくは公職にある者を支持し、又はこれに反対するための活動を目的とした団体
- (3) 宗教団体又は宗教のための活動を目的とした団体
- (4) 暴力行為を正当としている団体、又は過去に暴力行為の事実のある団体
- (5) 営利団体又は営利活動を目的とした団体

3 登録の取り消し

次の行為が判明した場合は、登録を取り消します。

- (1) 登録内容に虚偽の申し出があったとき。
- (2) 上記1の登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 団体登録の個人が次の行為を行ったとき。
 - ① 政治活動、宗教活動、営利活動、その他ボランティアとして適正を欠く行為
- (4) 登録者との連絡が取れなくなったとき。
- (5) 登録更新の手続きを行わなかったとき。